

十日町市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成29年11月29日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

監 査 結 果 報 告

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査対象 川西商工会

3 監査の範囲

平成28年度の補助事業に係る出納その他の事務の執行状況

(補助事業名①川西商工会運営費補助金 ②商店街活性化支援事業補助金)

4 監査実施期間 平成29年10月3日 ～ 平成29年11月7日

5 監査の方法

監査にあたっては、会計帳簿・証拠書類との照合のほか、その他の事務の執行について必要と認める監査を実施した。

6 監査結果

出納その他の事務の執行については、概ね適正に行われていると認められた。

7 意見

川西商工会運営費補助金の交付申請日が、5月の総会で平成28年度予算承認後の日付けとなっていたが、補助金は4月からの事業活動にも充てられていると考えられることから申請日は4月1日とするべきである。また、商店街活性化支援事業補助金についても申請日前に支出した経費があったので、申請日の取り扱いについては十分精査するよう注意願いたい。

今後も進出企業や地元企業の掘り起こしを行い会員数を増やし、地域に密着した経営支援や販路開拓、情報発信の支援を行い、川西地域の商工業の発展に寄与されるよう期待する。